

高槻市景観基本計画

〈概要版〉

高 槻 市

1 高槻市景観基本計画の目的

(1) 高槻市景観基本計画の目的

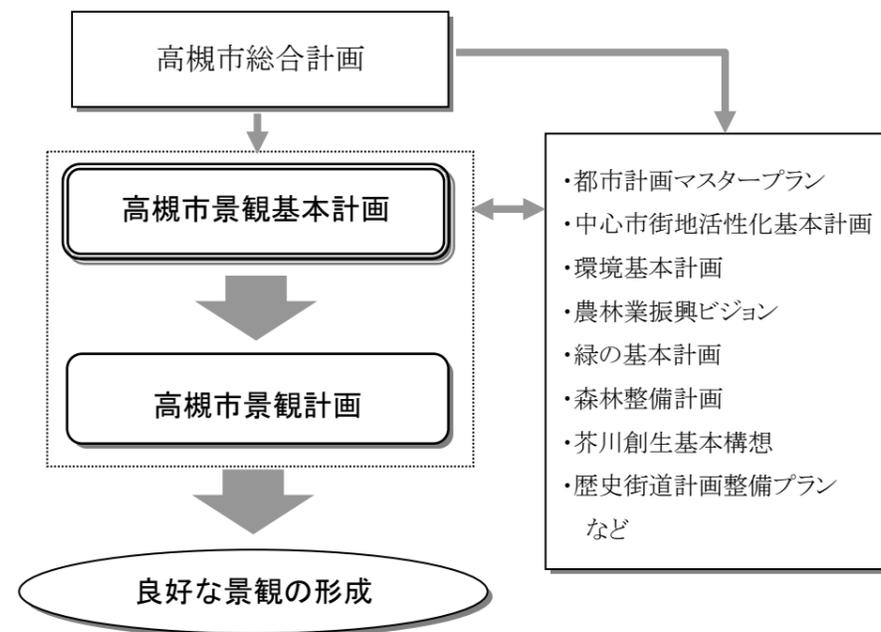
高槻市における良好な景観の実現ならびに景観まちづくりの推進のためには、市民、事業者、行政が互いの役割を明確にし、それぞれが景観の価値を共有しながら、同じ目標に向かって協働で取り組むことが重要です。

このようなことから、高槻市が目指す将来像「心ふれあう水とみどりの生活・文化都市」（高槻市総合計画より）の実現に向けた景観面からのアプローチとして景観形成の方針や施策等を示し、高槻市の良好な景観形成を推進するために、高槻市景観基本計画を策定します。

(2) 高槻市景観基本計画の位置づけ

高槻市景観基本計画は、上位計画である高槻市総合計画に即し、他の関連計画と連携・調整しながら策定するものであり、高槻市の良好な景観まちづくりのマスタープランとなるものです。

さらに計画の実現に向け、景観法に基づく景観計画や景観条例を同時に策定し、実行性のあるものとしていきます。



景観基本計画（景観マスタープラン）

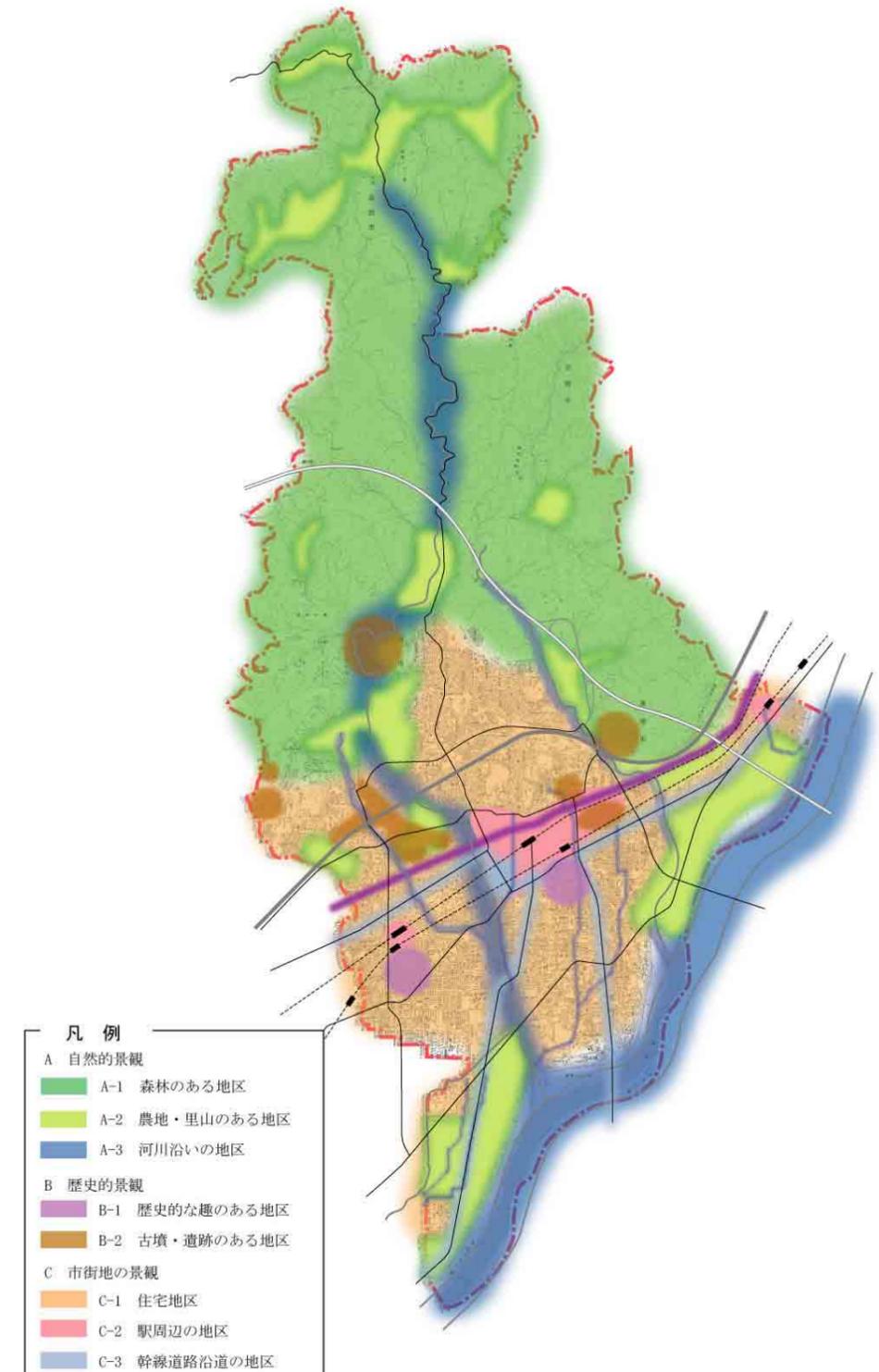
良好な景観形成の方針や取組みを示すことにより、市民、事業者、行政が景観の価値観を共有し、同じ目標に向かって景観まちづくりを推進するための基本計画

景観計画

景観基本計画に定める景観形成の目標を実現するため、景観法に基づき具体的な行為規制や景観形成の基準を定めた計画

2 高槻市の景観類型

高槻市の景観類型は、市の成り立ちや地勢・地形、歴史的経緯などから、大きく3つのタイプに分類されます。



3 景観形成の目標と方針

高槻市の将来都市像 — 心ふれあう 水とみどりの生活・文化都市 (総合計画より)

景観形成の目標

- ①高槻への誇りと愛着の育成
- ②身近に感じることができる自然環境の保全
- ③人々の営みに支えられた歴史・文化の継承
- ④質の高い生活空間と多様な交流のある街の創出

景観類型別の景観形成の方針

自然的景観

〈森林のある地区〉

- ➡ 市街地の背景となる山並みの景観保全
 - ・建築物や屋外広告物等については丘陵部や斜面地形との調和を図ることで、山並みの景観を保全します。
- ➡ 森林の健全な保全・育成
 - ・山並みの景観を著しく損なうような伐採を避け、周辺との調和に配慮します。
 - ・良好な山並み景観を創出する森林を、農林業施策との連携によって保全・育成します。



〈農地・里山のある地区〉

- ➡ 農地・里山と調和した建築物や屋外広告物への誘導
 - ・建築物や屋外広告物等について、里山・農地と調和を図ることで、落ち着いた田園景観を保全します。
- ➡ 田園景観と調和した古民家等の保全
 - ・農地・里山と調和した田園景観の重要な景観要素である古民家等を保全します。
- ➡ まとまりのある農地の保全・活用
 - ・継続的な農業による生産活動や農地の維持・継承によって、農地景観を保全します。
 - ・良好な農地景観を創出する農地を、農林業施策との連携によって、保全・活用します。



〈河川沿いの地区〉

- ➡ 広がりのある眺望を有する河川景観の保全
 - ・建築物や屋外広告物等について、開放感のある河川空間に配慮することで、広がりのある眺望を有する河川景観を保全します。
- ➡ 親水性に配慮した市民が親しみやすい河川空間の形成
 - ・親水性に配慮した多自然型の護岸整備や散策路、並木道などの整備によって、市民が親しみやすい河川空間を形成します。



歴史的景観

〈歴史的な趣のある地区〉

- ➡ 歴史的建造物を適正に維持・保全
 - ・歴史的まちなみや旧街道沿いに残る歴史的な趣を感じる事をできる建造物を保全します。
- ➡ 歴史的建造物と周辺のまちなみの一体感の形成
 - ・建造物の外観を整える等のルールづくりにより、歴史的な風情を伝えるまちなみの一体感を保全します。
 - ・屋外広告物やサイン等の統一感を図ることで、地域の個性を活かしたまちなみを形成します。



市街地の景観

〈住宅地区〉

- ➡ 敷地内やまちかどの緑を充実
 - ・敷地での空地や修景スペースを確保し、敷地内への緑化誘導によって、敷地内やまちかどの緑を充実します。
- ➡ 街区における統一感のある居住空間の形成
 - ・周辺のまちなみに配慮した建築物とし、地域の統一感の確保を目指します。
 - ・壁面・垣・柵等の設置に対するルールづくりによって、隣近所との連続性に配慮したまとまりのある居住空間の形成を目指します。



〈駅周辺の地区〉

- ➡ 駅前広場やメインストリートの都市空間としての質の向上
 - ・憩いの空間や人が集う空間として利用されることを意識し、緑化等による潤いのある空間を形成します。
 - ・街の玄関口としての良好なイメージを形成するため、屋外広告物やサイン等について統一感や質の向上に努めていきます。
- ➡ 快適性や賑わいを感じることのできる歩行者空間の形成
 - ・建築物の前面スペースの公開等により快適な歩行者空間を形成します。
 - ・建築物の低層部に商業施設を誘導する等により、賑わいのある歩行者空間を形成します。



〈幹線道路沿道の地区〉

- ➡ 道路空間の緑の創出による連続性の確保
 - ・沿道民有地における緑化誘導によって、道路空間の緑の連続性を確保します。
 - ・街路樹の整備とあわせて、周辺住民との協働による管理の仕組みづくりを検討します。
- ➡ 沿道からみる山並みの眺望空間の確保
 - ・建築物や屋外広告物について沿道からの見通しに配慮することで、山並みの眺望空間を確保します。



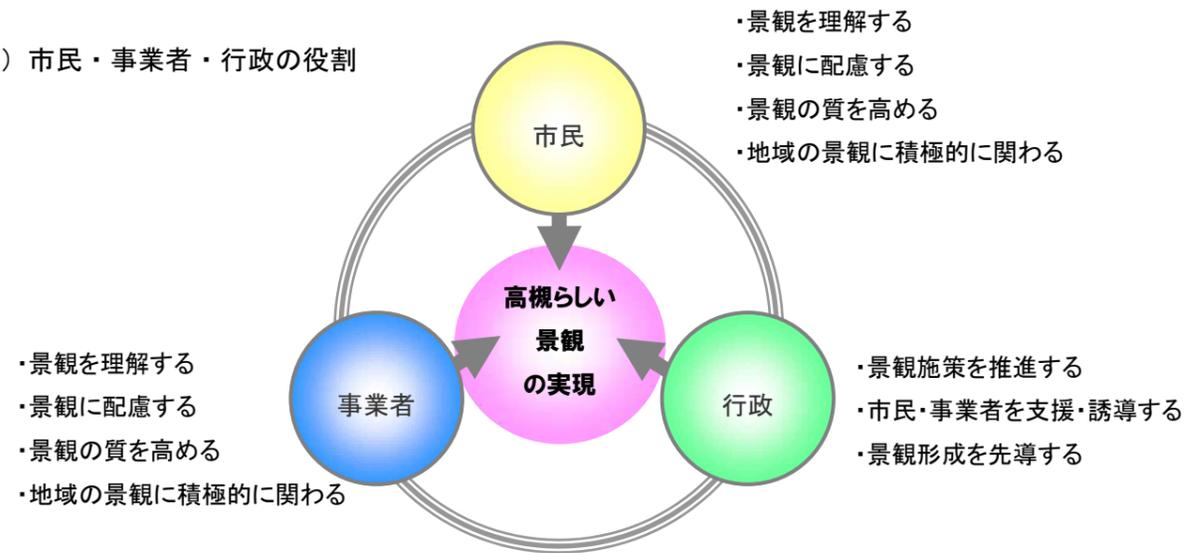
〈古墳・遺跡のある地区〉

- ➡ 古墳や遺跡の価値を高めるような周辺環境の整備
 - ・主要な古墳・遺跡そのものの価値を高めるよう、文化財保護施策や観光振興施策との連携によって、周辺環境との一体的な整備を行います。
- ➡ 古墳や遺跡のもつ緑の空間の保全
 - ・緑の空間は、景観重要樹木や樹林保護地区、保護樹林の指定などで景観資源として位置づけ、古墳や遺跡と共に保全します。



4 景観まちづくりの展開方針

(1) 市民・事業者・行政の役割



(2) 協働による景観まちづくり

〈景観に関する市民意識の醸成～^{けいかんびと}景観人の育成〉

良好な景観づくりは、そこで暮らす住民の積極的な参加によって実現されることが必要です。そのためには、景観に対する市民意識の醸成を図り、自らが地域に関心を持ち、愛着を深め、高槻に誇りをもって景観形成に取り組む「景観人」を育成していきます。

①地域の景観資源の発掘

市民と一緒に地域にねむっている様々な景観資源をみつけます

- (例)・景観ワークショップの継続的な取り組み
 ・高槻のええとこブログの活用
 ・まち歩きイベントの開催

②普及啓発

イベント等を通じて、良好な景観づくりの実践にむけた市民意識の醸成を促し、まちへの愛着や景観に対する意識の向上を図ります
 (例)・景観フォーラムの開催
 ・景観教育、景観出前講座等の開催

③情報発信

景観にまつわる情報提供や意見交換の場を提供します

- (例)・広報紙や高槻のええとこブログとの連携 ・景観写真展の開催 ・景観資源の認定

〈景観に関する地域活動の支援〉

①景観まちづくり活動の推進と支援

景観面からのまちづくりの事例紹介や表彰制度などを通して、市民一人一人が景観まちづくりの担い手となり、地域コミュニティの再生・活性化に繋がるような活動の展開を目指します。

- (例)・保存、活動等に対する助成や表彰
 ・まちづくりの事例の紹介
 ・花苗の配布 など

②地域のルールづくりへの支援

地域主体の取り組みを活性化するため、意見交換の場の提供や協定・制度として位置づけるよう支援します。

- (例)・景観重点候補地区への位置づけ
 ・景観の議論の場の創出
 ・景観協定の締結
 ・街づくりアドバイザー派遣制度 など

(3) 行政の先導的な景観形成への取り組み

地域の景観形成に対して、大きな影響を与えるものとして、公共施設や大規模な建築物などが挙げられます。そのため、これら施設については、景観に配慮した整備や規制・誘導を積極的に進めていくことが重要です。

そのため、地域にに応じて自主的なルールづくりを促し、良好なまちなみの形成が行われるような支援を行うことへの取り組みも必要です。

〈大規模建築物等の規制・誘導〉

地域の景観形成に大きく影響を及ぼす大規模建築物等について、高槻市全域における規制・誘導を図ります。

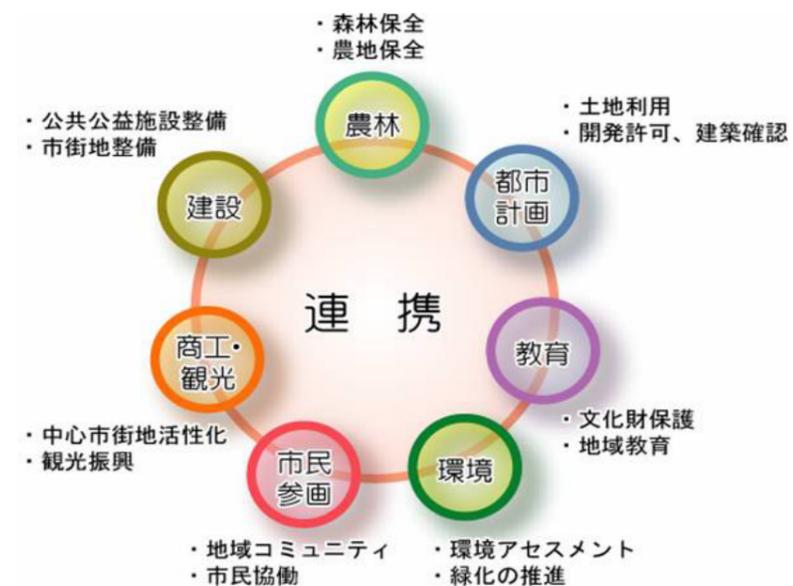
〈景観に配慮した公共施設の整備〉

多くの市民が日常生活で目にする景観要素である公共施設の整備において、行政自ら景観への配慮を示すべく、特に大規模な公共施設を整備するにあたっては、景観配慮の指針づくりや第三者を含んだ場の活用等、デザイン面等で景観に配慮する取り組みを検討していきます。

〈庁内連携による景観まちづくりの推進〉

良好な景観の実現は、市の組織全体が、それぞれの担当業務のなかで良好な景観の実現を図っていくための施策展開が必要です。

そのため、横断的かつ柔軟に景観行政に取り組むことができるよう、景観に関する庁内連絡会議の設置を検討し、部局間の景観施策の連携・推進により良好な景観形成の実現を図ります。



庁内連携のイメージ